

平成 30 年 12 月 3 日

保護者様

京都府立京都すばる高等学校
校長 久米川 達弥

インフルエンザ流行の防止および感染に伴う 出席停止の手続きについて

寒冷の候 ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本校の教育に御理解、御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度もインフルエンザの流行が予想されます。流行の拡大を阻止するため、各御家庭におかれましても、インフルエンザ感染予防の徹底に努めるとともに、お子さまの健康状況の把握に努めていただき、感染の疑いがある場合はいち早く医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

学校という場が集団感染によるインフルエンザの流行を招きやすいという事情を御理解いただき、疑わしい状況での登校は控えていただきますよう御協力よろしく申し上げます。

なお、学校保健安全法施行規則により、インフルエンザによる出席停止期間の基準は「**発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで**」となっています。詳しくは、裏面をご覧ください。

〔インフルエンザ罹患による出席停止の手続きについて〕

- 1) 医療機関でインフルエンザと診断されたら、必ず医師の指示に従い、出席停止の指示のあった期間は登校しないでください。
- 2) 診断後、早急に電話等 (TEL075-621-4788) で学校に連絡してください。
- 3) 登校の際には、下記の 2 種類の書類を登校後すぐに保健室に提出してください。
①学校感染症による欠席届 (保護者記入)
②ア～エのいずれかの書類 (本人の氏名が記載されているもの)

ア. 薬剤情報提供文書 (処方されたインフルエンザ治療薬の説明書)
イ. 調剤明細書 (処方された薬の内容が記載されている用紙)
ウ. 診療明細書 (領収書と一緒に渡される診療の内容が記載されている用紙)
エ. インフルエンザ検査結果報告書

- 4) 主治医から出席停止期間 (裏面を参考) より早い時期に登校可能と指示された場合等は、別に学校様式の「証明書」又は診断書が必要になります。

(注) 学校様式の「証明書」は、無料で記入していただける医療機関もありますが、有料となる場合もあります。

※「**学校感染症による欠席届**」及び**出席停止期間より早い時期に登校する場合に必要な学校様式の「証明書」**は本校のホームページよりダウンロードも可能です。

その他、御不明な点があれば、学校にお問い合わせください。

インフルエンザかなと思ったら・・・??

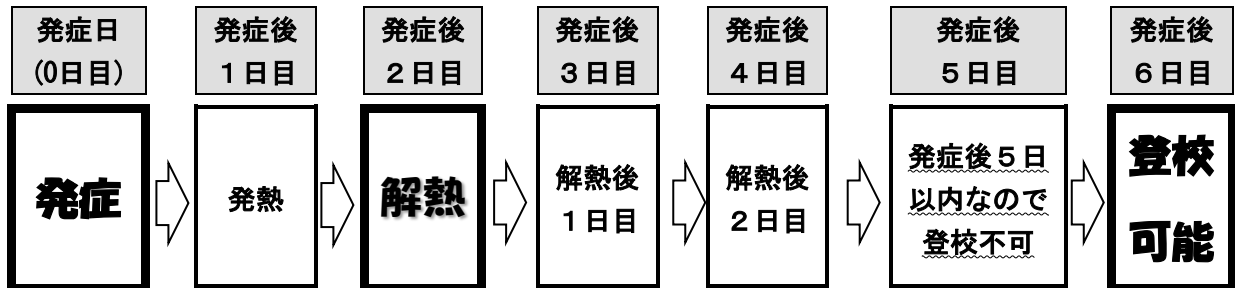
急に高熱が出た場合は単なる風邪と軽く考えずに、早めに医療機関を受診して治療を受けましょう。インフルエンザウィルスの活動を抑えて重症化を防ぐ抗ウイルス薬による治療は発症から2日以内に服用しないと効果がありません。ただし、インフルエンザの検査は、発熱後すぐには正しい結果が出ないことがあり一般的には12時間以上経過して陽性になると言われています。

自分で安易な判断をせず、自分のからだを守ることはもちろん、他の人にインフルエンザをうつさないためにも早めの受診を心がけてください。

インフルエンザによる出席停止期間は
発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまでです。

発症した翌日を1日目として、**最短でも6日目**で登校可能となります。

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合

